



今月のテーマ

# 岐路に立つ障害のある人への支援

**ニュースナビ**  
News Navi

2016年  
4月号

— 総合支援法施行3年後見直しはどうなるのか？

## ■本当に「与野党がもめる法案ではない」のか？

障害者総合支援法施行3年後の見直しに関する法案が3月中に国会に提出される見込みです。厚生労働省は当初「この法案は与野党が対立するようなものではないので、参院先議でお願いしたい」との意向だったといいます。

参院先議というのは審議日程を節約するために、通常は衆院から始まる審議を、参院の日程に余裕がある場合にそちらから始めるという方策で、与野党が対立しない法案に適用されることが多いといいます。

最終的に国会は2月末になって、この法案を参院ではなく衆院から審議することを選択しまし

た。

以上の経過のなかで気になるのが、この法案を与野党対立法案ではないという向きがあることです。本当にそうなのか。12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書やそれにいたる議論等から、今回の法案の本質とその示す方向性等について考えま

## ■介護保険との統合への一里塚

今回の法改正すぐに介護保険との統合に踏み切ることはあります。せんが、将来の統合に向けてさまざまな措置が散りばめられています。例えば、65歳を過ぎた障害のある人が引き続き従来の事業所で支援を受けたいという要望に応え

る方策として報告書が打ち出しています。また、障害の相談支援専門員と介護保険のケアマネージャーの両方の資格を持つ者を増やすとも言っています。

利用者負担については65歳を過ぎた障害のある人が介護保険の支援を利用して、障害福祉制度によって軽減する措置を講じることですが、その対象はごく限られた人だけになるのではないかと見られています。

\*

これらの措置はいずれも障害のある人が介護保険の支援を利用できる条件を広げるものなので、この次には「障害のある人もこれだけ介護保険を利用しているのだから、もう二つの制度は一つにしてはどうか」という議論が待ち構えていると考えるべきでしょう。

しかも、報告書は制度の持続可能性や財源確保の観点から、介護保険との統合に含みをもたせていました。つまり、今回の法案は、介護保険との近い将来の統合に向けた準備法案ということができるのです。

これらが実現すれば、当該障害福祉事業所が介護保険事業所の指定を受けることができるようになります。

## ■基本合意の法的効力は消えた？

報告書は、介護保険優先原則を維持することには合理性があります。しかし、障害者自立支援法違反の基本合意や、総合福祉部会の骨格提言とは正反対の立場を示しました。

また、2月上旬のあるフォーラムでは、部会の委員として報告書のとりまとめに関わった法学の専門家から、政権が民主から自公に交代しており、また自立支援法は既に改正されているので、基本合意の法的拘束力はなくなつたといふ趣旨の発言が飛び出しました。

これは介護保険との統合に進むために、基本合意を打ち消すといふ意図をもつた発言だとみられます。政府と原告との約束である基本合意文書の性格やその内容をまったく無視した暴論です。

これは、障害者自立支援法の廃止がならず、その看板をかけかえて成立了障害者総合支援法でしたが、それでも基本合意と骨格提言の実現を求めた障害のある人と関係者がこの法律を受け入れたのは、付則第3条に3年後の見直しが盛り込まれたからでした。

だから、この二つの文書を打ち

## ■障害のある人のねがいと地域のとりくみを4・21大集会につなげて

この改正案の施行日は2018年4月1日とのことで、次の報酬改定の時期と重なります。法律の改正是小幅であっても、報告書で示された内容を具体化するためには、施行までの2年の間に、報酬も併せてかなり膨大な政省令が改正、新設されるでしょう。そして、それらは近い将来の介護保険との統合につながっているのです。

これから始まる国会論戦では、決して、与野党が対立するような法案ではない等としてこの法案の行く末を覆い隠すことなく、しっかりと審議の時間を確保する必要があります。

この問題を広く知らせるために、4月21日（木）に東京の日比谷野外音楽堂で『ふつうに生きたい！くらしたい！障害者権利条約・基本合意・骨格提言の実現めざす4・21全国大集会

facebook  
ふつうに生きたい くらしたい！  
障害者権利条約・基本合意・骨格提言の実現めざす4・21全国大集会  
（P.47 参照）

赤松英知（あかまつ ひでとも）  
きょうされん常務理事